

報告事項キ

重要文化財の暴風による被害状況について

重要文化財の暴風による被害状況について、別紙のとおり報告します。

平成26年6月3日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

## 国指定重要文化財の毀損について

平成26年 6月 3日  
文化財課

国指定重要文化財「門脇家住宅」（西伯郡大山町所子）の裏門が毀損しましたので、報告します。

### 1 毀損した文化財の名称

- (1) 名称 : 門脇家住宅 (平成6年8月17日指定)
- (2) 所有者 : 門脇 由己 (門脇卓爾氏から所有者変更手続き中)
- (3) 所在地 : 西伯郡大山町所子360番地

### 2 文化財毀損の経緯と状況

#### (1) 経緯

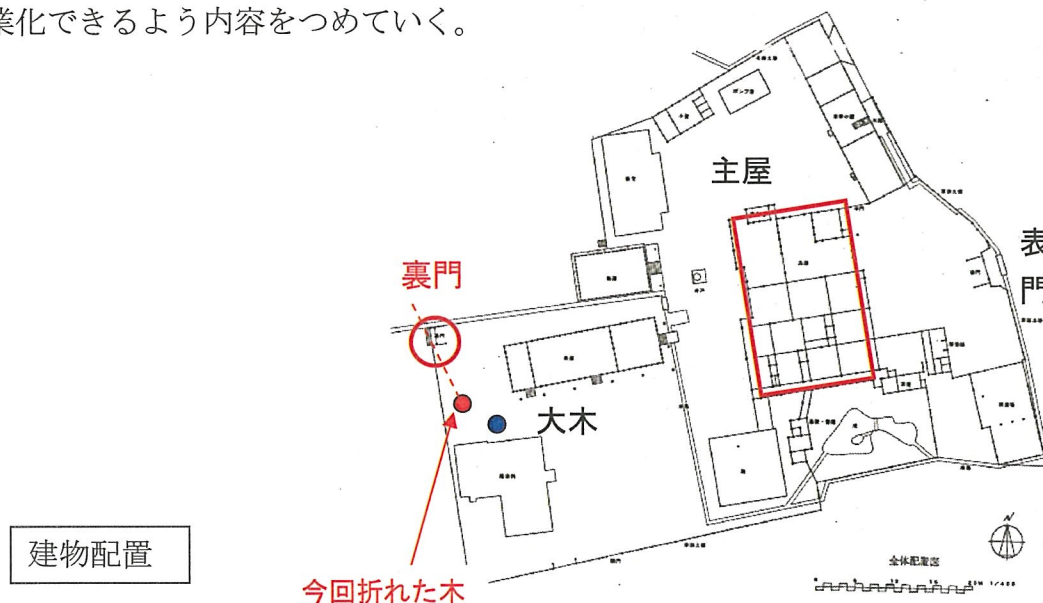
- ・ 5月12日(月)の暴風により、宅地内の木の幹(直径80cm程度)が折れて裏門に落下し、裏門が大破した。
- ・ 5月19日(月)所有者、重文建造物修理技術者、町教委立会いの元、担当者が現地確認を行い、今後の対応について協議を行った。

#### (2) 現況

- ・ 裏門が大きく傾き、瓦の落下、屋根の下地や木材、壁の割れが見られた。
- ・ 折れた木は、虫害により内部に空洞ができていた。
- ・ 重文建造物修理技術者と協議の上、木の幹の撤去及び裏門の解体を慎重に行い、裏門の解体部材は敷地内に保管するよう指示を出した。
- ・ 裏門の解体及び修理について、見積もり作成を依頼した。

### 3 今後の対応

裏門の修理見積もりが提出され次第、補助事業化へ向けて、所有者及び文化庁と協議を行う。また、今後同様の被害を防ぐため、危険木の対策を検討する必要がある、これも補助事業化できるよう内容をつめていく。





裏門内側（東面）



裏門を南から見る



折れた木の幹(直径80cm程度)

屋(昭56)屋部(平元)  
解(平元)

昭49 25 西伯郡大山町所子三六〇番地  
門脇家住宅(鳥取県西伯郡大山町) 四棟  
主屋(二棟) 桁行二二・二メートル、梁間一六・五メートル、寄棟造、茅葺、東面・南面及び西面庇付、北面風呂場、東面客室隠・土塀附属、棧瓦葺  
附・湯殿・音隠 一棟  
湯殿、控えの間、音隠、廊下よりなる、北面廊下にて主屋に接縁切妻造、棧瓦葺  
茶室 一棟  
三疊茶室、水屋の間二畳、土間よりなる、南面板塀附属、西面主屋に接続  
普請文書  
居室棟上げ一式(明和六年)、居室普請見舞(明和六年)各一冊  
平58 17 水車小屋(二棟) 桁行八・九メートル、梁間五・九メートル、切妻造、妻入、東面・南面庇附属、棧瓦葺  
平58 17 米蔵(二棟) 土蔵造、桁行八・九メートル、梁間五・九メートル、切妻造、妻入、東面・南面庇附属、棧瓦葺  
平58 17 新蔵(二棟) 土蔵造、桁行八・九メートル、梁間五・六メートル、二階建、切妻造、妻入、東面庇及び西面・北面サヤ附属、棧瓦葺  
附・普請文書(倉庫建築録、明治四二年) 一冊  
附・家相図(享和三年) 一枚  
宅地 三三・八〇平方メートル  
三五八〇番地  
敷地内の検査場、小屋、表門、裏門、東面・北面・南面土塀、池及び井戸を含む

門脇卓爾

江 明和6  
(文書)  
明 明治25  
(棟札)  
大 大正3  
(文書)

告示

